

年明け以降の全国旅行支援「いしかわ旅行割」キャンペーンの実施について

国の発表を受け、コロナ禍で疲弊する県内の観光産業の回復を図るため、本県における年明け以降の全国旅行支援「いしかわ旅行割」キャンペーンを下記のとおり実施します。

なお、事業実施にあたり、旅行者、宿泊施設の双方に対して感染防止対策の徹底を求めています。

記

1. 事業期間

令和5年1月10日(火)から3月31日(金)まで

※ 宿泊旅行は4月1日(土)チェックアウト分まで

※ 予約受付開始日は、後日、「いしかわ旅行割」キャンペーン公式サイトでお知らせします。

※ 予約受付開始日以降に予約した旅行が割引対象になります。

※ 予算が無くなり次第、終了します。

2. 割引等概要

期 間	10月11日～12月27日	1月10日～3月31日
対 象	全 国	全 国
割 引 率	40%	20%
宿泊旅行 割引上限額	交通付旅行商品 8千円 宿泊のみ 5千円	交通付旅行商品 5千円 宿泊のみ 3千円
日帰り旅行 割引上限額	5千円	3千円
観光クーポン (宿泊・日帰り)	一律 平日3千円 休日1千円 ※紙クーポン	一律 平日2千円 休日1千円 ※電子クーポン・紙クーポン

※ 市町の割引事業との併用可能

※ 利用回数の制限はなし(ただし、1旅行あたり7泊分まで)

3. 旅行商品販売窓口

全国の旅行会社(インターネット旅行会社含む)、宿泊施設

4. 「いしかわ旅行割」キャンペーンと連動した誘客事業

本県への宿泊旅行商品購入者に対する特産品プレゼント

5. 「いしかわ旅行割」キャンペーン公式サイト

<https://www.goto-ishikawa-campaign.com>





令和4年12月13日
観 光 庁

年明け以降の全国旅行支援の実施について

年明け以降の全国旅行支援について、令和5年1月10日より実施することとしましたので、お知らせします。

- ・ 年明け以降の全国旅行支援については、新たな行動制限が必要な事態が生じないことを前提に、令和5年1月10日より実施することといたします。
- ・ 対象期間については、これまでに措置した予算の範囲内で都道府県において設定することとします。(予算が無くなり次第、順次終了)
- ・ また、割引率・割引上限額等の詳細については、別紙のとおりです。
- ・ 旅行に行かれる際には、引き続き、基本的な感染対策をしっかりと行った上で、お出かけいただければと思います。

【問い合わせ先】

観光庁

担当：遠藤：03-5253-8329

杉田：03-5253-8329

實重：03-5253-8328

年明け以降の観光需要喚起策

<割引率>

20%

<割引上限額>

交通付旅行商品：5,000円（一泊当たり）

（鉄道、バス、タクシー・ハイヤー、航空、フェリーなど）

上記以外：3,000円（日帰り旅行含む）

<クーポン券> ※原則として電子クーポン

平日：2,000円

休日：1,000円